

高知県沿岸海岸保全施設景観検討委員会（新居工区）を開催

○平成25年7月16日（火）、高知河川国道事務所において、「高知県沿岸海岸保全施設景観検討委員会（新居工区）」を開催。

○本委員会は、高知県沿岸の海岸堤防等の地震津波対策の設計・施工にあたって、構造物及び周辺景観への配慮、工夫内容について、下記委員より提言、助言をいただくことを目的としている。

委員・重山 陽一郎（高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻 教授）

・原 忠 （高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 准教授）

・田中 和徳 （土佐市 副市長）

・平田 幸成 （高知県 土木部 副部長）

【代理：中城 盛男 （高知県 土木部 港湾・海岸課長）】

・安達 孝実 （四国地方整備局 高知河川国道事務所長）

○今回の委員会の審議結果概要は次のとおり。

1. 委員会規約について

「高知県沿岸海岸保全施設景観検討委員会」の規約は、事務局案のとおりで承認。なお、委員長は、重山教授を選出した。

2. 新居海岸堤防改良工事における景観への配慮・工夫内容について

事務局から説明のあった新居工区における景観への配慮・工夫事項は、海岸保全施設の液状化対策としての機能を確保しながら、限られた予算の中で、景観および海岸利用に配慮・工夫しており、妥当である。

なお、以下の点については、今後詳細部分に関して配慮・工夫を行うこと。

- ・南風の郷付近において、現在桜の木等が植えてあるが、出来る限り植樹または移植するようにして欲しい。
- ・二重矢板区間において、堤防天端が広くなり、散歩等の利用が多くなることから、転落防止柵の耐久性についても考慮すること。
- ・堤防高は、国施工区間内は既設パラペット高に合わせて整備するが、県施工区間においても同じ高さにそろえて欲しい。
- ・現況の階段箇所および陸閘封鎖部において、階段および陸閘を通過して海岸への行き来が出来ていた箇所は、階段等により海岸へ行き来が出来るように配慮すること。
- ・残存化粧型枠の一般部と階段部の凸角部においては、詳細部について景観への工夫を行うこと。また、上部工と階段の帯工の一連性が図れるように整備すること。
- ・河川堤防との擦りつけ区間においても、詳細部について景観への工夫を行うこと。

○今後、頂いた意見・助言等を踏まえ、地震津波対策の設計・施工に配慮していく予定。